

## 電子申請により道営住宅入居申込みをされる方へ

申込者が多数の場合、抽選により当選者を決定します。**申込書の記載内容に、漏れや誤りがあった場合は、抽選に当選しても取消しとなります。**お申込前に、必ず別添の「応募の手引き」、「募集住宅案内書」及び下記事項をお読みになったうえでお申込みください。

### 1 応募される方の資格

- ① 入居しようとする世帯の全員に持ち家がなく、現に住宅に困窮されている方
- ② 入居しようとする世帯の収入が基準額以下であること。(基準額及び収入の算定方法は「募集案内書」をご確認ください)
- ③ 入居しようとする世帯の中に暴力団の構成員がいないこと。

### 2 お申し込みされる住宅について

上記1の応募資格のほか、お申し込みされる住宅ごとに、さらに要件が定められています。詳しい要件は募集案内書をご確認ください。

区 分	要 件
世帯向け住宅	同居する親族がいる方がお申し込みできます。
単身者向け住宅	同居者がいない単身の方がお申し込みできます。
特定目的住宅	高齢の方や、障がいをお持ちの方など、住宅ごとに定める一定の要件に該当する方だけがお申し込みできます。

### 3 お申し込み方法

- ① お申し込みは北海道電子自治体共同システムのホームページからアクセスいただき、ご希望の団地を所管する振興局の「電子申請」フォームから手続きいただくこととなります。
- ② 最初のご利用の際に、利用者登録をしていただき、利用者ID、パスワードの発行を受ける必要があります。

↓電子申請によるお申し込みをされる前に必ずお読みください。↓

次のような場合は、「審査完了」のメールが着信していて、**仮当選した場合であっても、当選取消しとなりますので注意**してください。

## 1 抽選の際の玉数が実際よりも多かった。

- ① 「優遇措置対象項目」に該当しないにも関わらず、チェックをつけたしまった場合は、当選取消しとなります。

優遇措置とは、「特に居住の安定を図る必要がある方」として、一般の世帯よりも抽選の際の玉数を増やすことにより当選率を引き上げる措置です。対象となる方の要件は別紙「特に居住の安定を図る必要がある方」をご覧ください。

- ② 「連続落選年数」について、実際の年数よりも多い年数を記載してしまった場合は、当選取消しとなります。

連続落選年数は、「連続して申込みをし、落選した年度数」に応じて抽選の際の玉数を増やすことにより当選率を引き上げる措置です。持参により申込書を提出された方には、「抽選カード」を交付しますが、電子申請によるお申し込みの場合は、「抽選カード」の発行は行いません。「落選した年度数」はご自身で把握いただきますようお願いいたします。

## 2 希望した住戸の入居資格要件を欠いていた。

公募している住戸には、高齢者、障がい者、単身者など、特定の要件に該当する方だけがお申し込み出来る住戸があります。要件に該当しない方が仮当選した場合は当選取消しとなります。募集住戸一覧等に記載する入居資格要件をよくご確認のうえお申し込みください。

## 3 複数の申し込みをした。

- ① 一回の公募において、同一の方が、複数のお申し込みをした場合は当選取消しとなります。
- ② 一回の公募において、同一世帯の世帯員が、各々でお申し込みした場合は当選取消しとなります。

**特に居住の安定を図る必要がある方**  
(優遇措置対象項目：抽選の際、当選率の引き上げとなる方)

区 分	要 件
高 齢 者 等	<p>[入居者の方が60才以上] 次のいずれかに該当する世帯構成（内縁関係にある配偶者を含む）</p> <p>① すべての同居者が60才以上又は18才未満 ② 配偶者のみ ③ 配偶者と18才未満 ④ 同居者がいない（単身者）</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>[入居者の方が60才未満] 次のいずれかに該当する世帯構成（内縁関係にある配偶者を含む）</p> <p>① 60才以上の配偶者のみ ② 60才以上の配偶者と18才未満</p>
海外引揚者	海外からの引揚者で、日本に帰国してから5年を経過していない方
障がい者等	次のいずれかの認定等級に該当する手帳等の所持者がいる世帯 (1) 身体障がい者手帳（1級から4級） (2) 精神障がい者保健福祉手帳（1級又は2級） (3) 療育手帳（A判定又はB判定） (4) 戦傷病者手帳（特別項症第6項症まで、又は第1款症）
母子・父子世帯	現に扶養する20才未満の子と現に同居し、又は同居しようとする寡婦（夫）
子育て世帯	中学校就学前の子供が同居する世帯
大家族世帯	次のいずれかに該当する世帯 (1) 5人以上の世帯 (2) 4人世帯で18才未満の子が3名いる世帯
DV被害者	次のいずれかに該当する方（いずれも保護中の者を含む。） (1) 配偶者暴力防止等による一時保護又は保護が終了した日から5年以内 (2) 配偶者暴力防止等にもとづく裁判所の退去命令又は接近禁止命令が出されて5年以内 (3) 児童福祉法にもとづく母子生活支援施設での保護が終了してから5年以内
犯罪被害者	犯罪行為によって被害のあった日から5年以内の方で、次のいずれかに該当する方のいる世帯 (1) 犯罪の影響により収入が著しく減少し、現に居住し続けることが困難になった方 (2) 現に居住している住宅又はその付近において犯罪が行われたことにより、当該住宅に居住し続けることが困難になった方
新婚世帯※	<p>入居者及び配偶者の年齢が合計70才以下であり、かつ、婚姻の届出の日から2年以内の方</p> <p>※ 新婚世帯に該当する場合は、申込書中、優遇措置対象項目の「その他」欄に新婚世帯と記載願います。</p>